

三次市立小・中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針

令和元年7月
三次市教育委員会

三次市立小・中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針

1 趣旨

社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、全国的に教師の長時間勤務の看過できない実態が明らかになっている。特に所定の勤務時間外においては、いわゆる「限定4項目」以外の業務について、教師が対応している時間が長時間化している実態が生じている。

現在、それぞれの学校の学校教育が挙げてきた大きな教育実践等の蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」を推進している。

教師の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や児童生徒等と向き合う時間を十分確保し、教師が学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出す。これが「学校における働き方改革」のめざすところであり、三次市教育委員会においては、教職員のモチベーションの向上や子どもと向き合う時間の確保ができるよう、教職員の負担軽減や業務改善を図る取組を実施してきた。

こうした取組により、一定の成果は見られているが、教職員の長時間勤務の抜本的解消には至っていない。

また、平成30年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革推進法」という）において、労働基準法第36条における時間外労働に関する協定（いわゆる「36協定」）を結ぶにあたり、法定の労働時間を超える時間外労働の規制が新たに規定された。

今回、こうした動向も踏まえつつ、現在進められている「学校におけ

る働き方改革」の総合的な方策の一環として、いわゆる「限定 4 項目」以外の業務への対応も視野に入れ、学校における働き方改革を実現し、教職員が自らの意欲と能力を最大限に発揮し、健康でやりがいをもって働くことができるよう、三次市立小・中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針（以下、「方針」とする）を制定することとした。

2 本方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」という。）第 2 条に規定する学校の教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36 協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

3 勤務時間の上限の目安時間

(1) 本方針において対象となる「勤務時間」の考え方

教師は、社会の変化に伴い子どもたちがますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれに異なる一人ひとりの子どもたちの発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、学習意欲を高める授業や適切なコミュニケーションをとって教育活動に当たることが期待されている。

このような教師の専門職としての専門性や職務の特徴を十分に考慮しつつ、「限定 4 項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ、こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために、今回の方針においては、在校時間等、外的的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には、教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。

これに加えて、校外での勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとする。

これらを総称して「在校等時間」とし、本方針において対象となる「勤務時間」とする。

(2) 上限の目安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、

連続する複数月（2か月，3か月，4か月，5か月，6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

4 実効性の担保

(1) 本方針の実効性を担保するために、服務監督権者である三次市教育委員会と各所属長は以下の取組を進める。

- ① 三次市教育委員会は、方針等の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を所属長とともに実施する。特に、方針等で定める上限の目安時間を超えた場合には、三次市教育委員会は、所管内の三次市立小・中学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。
- ② 三次市教育委員会と各所属長は、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、教育関係者はもちろん、保護者や地域住民等に対して、本方針について広く周知を図る。

5 取組内容

取組内容については別に教育長が定める。

6 留意事項

(1) 所属長及び職員は、本方針が、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべきものであることを十分に認識すること。決して、教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならない。

- (2) 三次市教育委員会は、本方針の実施に当たって、働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握が事業者の義務として明確化されたことを踏まえ、今後、在校時間は、ＩＣＴの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測できるようとする。
- (3) 本方針の実施に当たって、三次市教育委員会及び各所属長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守する。また、教師等の健康及び福祉を確保するため、在校等時間が一定時間を超えた教師等への医師による面接指導や健康診断を実施するとともに、退庁から登庁までに一定時間を確保すること、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること、心身の健康問題についての相談窓口を設置すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教師等に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならない。
- (4) 上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、または残せたりすることがあってはならない。さらに、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。